令和４年１月７日

第１９回水俣市農業委員会

第１９回水俣市農業委員会

１　開催場所　　新庁舎２階会議室Ａ・Ｂ

２　開催日時　　令和４年１月７日
　　開会　　９時３０分
　　閉会　　１０時０８分

３　出席委員

農業委員	１３名	１番	坂本	隆司	君	９番	廣島	康雄	君
		２番	松田	時義	君	１０番	松本	公昭	君
		３番	森口	信二	君	１１番	渕上	正嗣	君
		４番	山澤	親徳	君	１２番	前田	仁	君
		６番	金田一	充章	君	１３番	戸次	治夫	君
		７番	稲田	祐市	君	１４番	元村	善二	君
		８番	中村	清治	君				
推進委員	１３名	１５番	平松	明子	君	２３番	山口	初憲	君
		１６番	蒔元	政廣	君	２４番	池田	郁雄	君
		１７番	竹下	正治	君	２５番	原田	隆義	君
		１８番	竹本	孝幸	君	２６番	森下	義孝	君
		１９番	山内	秋光	君	２７番	下鶴	信雄	君
		２０番	溝口	幸一	君	２８番	古里	君廣	君
		２２番	坂口	新一	君				

４　欠席委員

農業委員	１名	５番	田畑	和雄	君
推進委員	１名	２１番	安田	昌一	君

５　議事日程

第１　議事録署名委員の選出

第２　報告事項（１）農地利用配分計画の認可について
　　報告事項（２）農用地の利用権の移転申出について
　　報告事項（３）許可不要転用について
　　報告事項（４）農地転用許可後の工事の完了について
　　報告事項（５）合意解約通知について
　　議第６８号　農地法第５条の許可申請について
　　議第６９号　非農地証明交付について
　　議第７０号　農用地利用集積計画の申出について
　　議第７１号　空き家に付属した農地の権利取得について
　　議第７２号　農地転用許可書の返却について

６　農業委員会事務局
　　局　　長　　永松　正治
　　次　　長　　大川　尊

参　　事　　松原　真樹
主　　任　　山内　哲郎

議　長 （坂本隆司君）	只今より、第１９回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、１３名です。 欠席者は、５番田畑委員です。よって、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、１２番、前田委員、１３番、戸次委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、１３名です。 欠席者は、２１番安田委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、４番、山澤委員にお願いします。
４番委員 （山澤親徳君）	農業委員会憲章 一つ、農業委員会は農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
議　長	続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。
事務局次長 （大川尊君）	はい、議長。
議　長	はい、事務局次長。
事務局次長	報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項（１）農用地利用配分計画の認可について、でございます。 議案書は、１ページになります。１件ございます。 令和３年１１月１０日の第１７回農業委員会会議で、貸し人から熊本県農業公社への農用地利用集積計画の申し出について、御審議、御承認いただいた農地になります。 記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、令和３年１２月９日付けで熊本県知事から認可されました。 土地の所在、地目、面積は記載のとおりです。 期間は、令和４年１月１日から令和８年１２月３１日までの５年間となっております。 利用目的は水田、借賃は無償で、利用権の種類は使用貸借権となっております。

	場所は、２ページの農地となっております。 次に、報告事項（２）農用地の利用権の移転申出について、でございます。 議案書は、３ページになります。１件ございます。 平成３０年１２月１０日の第１８回農業委員会会議において、貸し人から熊本県農業公社への農用地利用集積計画の申し出について、御審議、御承認いただいた農地になります。 配分計画の認可につきましては、平成３１年1月２５日付けで熊本県知事から認可されております。 転借人が利用権を子に移転するということで、移転時期は、令和４年２月１日からで残存期間は２年間残っており、令和６年1月３１日までとなっております。 権利の移転をする理由としましては、移転を受ける者へ経営移譲するためとなっております。 場所は、４ページの農地でございます。 次に、報告事項（３）許可不要転用について、でございます。 議案書は、５ページになります。１件ございます。 届出人、土地の所在、地目は記載のとおりです。 面積は、５５㎡でございます。 理由は、令和２年度７月豪雨災害により畑が流され、農地として復旧できないため、河川として市に寄付するものでございます。 場所は、６ページの農地になります。 平面図は、７ページに記載しておりますので、ご参照ください。 次に、報告事項（４）農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は、８ページ、９ページになります。７件ございます。 それぞれ、表の左から３列目の許可日欄記載の日付で許可を受け、表の右から２列目の日付で、転用事業者から工事完了報告書の提出がありました。 右端の事務局確認日におきまして、事務局及び農業委員、推進委員で現地を確認しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので御報告申し上げます。 次に、報告事項（５）合意解約通知について、でございます。 議案書は、１０ページから１２ページまでになります。 １２件ございます。 番号１についてですが、貸し人、借り人、土地の所在等は、記載のとおりです。 解約の理由につきましては、貸し人の方が売却を希望しているため合意解約するものでございます。 次に番号の２番から１２番についてです。 貸し人、借り人、土地の所在等は、記載のとおりです。 解約の理由につきましては、各地域の基盤整備事業について、中間管理事業による借り換えを行うために、一旦、合意解

	約をするものでございます。 報告事項の説明は以上となります。
議　長	ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第６８号農地法第５条の許可申請についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
７番委員 （稲田祐市君）	はい、議長。
議　長	はい、７番、稲田委員にお願いします。
７番委員	議第６８号農地法第５条の許可申請について、番号１を説明いたします。 譲渡人、譲受人、土地の所在は記載のとおりです。 地目は台帳が田、現況は畑で、面積は３２０㎡となっております。 転用目的、転用理由は、一般個人住宅用宅地分譲です。 申請地は、市道に接し陽当たりも良い住宅地で、造成して個人住宅用地とするものです。 土地は、第３種農地でございまして、所有権移転となっております。 施設の概要は、議案書記載のとおりでございます。 資金も記載のとおりでございます。預金通帳の写しが添付されております。 現地調査につきましては、１月４日に事務局２名、譲受者担当の方と蒔本委員と私の５名で、立ち合いのもと行いました。 申請地は２１ページの農地となります。 申請地周辺は、以前は田でしたが、ここ数年で宅地化が進められ、市道も整備されアパート等も立ち並び住宅街となっております。 ２２ページの配置図によりますと、排水計画は申請地の市道に沿った側溝に排出されるそうです。 隣接地は、譲渡人が所有される畑と、住宅アパート等がありまして、周辺への影響はないと思われます。 現地調査の結果、農地法第５条の転用許可に係る許可基準により、一般個人住宅用宅地分譲としても問題ないと確認しましたので、御審議の程、宜しくお願い致します。

議　長	２番は、私の担当ですので、私から説明いたします。
１番委員 （坂本隆司君）	議第６８号農地法第５条の許可申請の２番について説明いたします。 譲渡人、譲受人、土地の所在は記載のとおりでございます。 地目、台帳現況とも畑でございます。 ２筆合わせまして、３８５㎡でございます。 農地区分は、第３種農地、所有権移転でございます。 転用目的、資金計画は記載のとおりでございます。 申請地は、２３ページの農地となります。 現地調査を４日、行政書士、事務局、私達５名で行いました。 配置図、排水図は２４ページをご覧ください。 道の横に側溝が新設されておりますので、そちらに排水する計画です。 住宅が北の方にありますので、日照時間も関係なく、周囲の農地には影響を与えないと思われます。 資金の方も確保されておりますので、許可が下りたらローンも審査が通ると思います。 現地調査の結果、農地法第５条の転用に係る基準により、個人住宅を建設しても問題ないと判断して参りましたので、御審議の程、宜しくお願い致します。
議　長	担当地区の推進委員から、補足説明があればお願いします。
	（なしと言うものあり）
議　長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	（なしと言うものあり）
議　長	御質疑、御意見もないようですので、議第６８号農地法第５条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として決定してよろしいですか。
	（異議なしと言うものあり）
議　長	御異議もないようですので、議第６８号農地法第５条の許可申請については、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第６９号非農地証明書交付についてを議題といたします。 関係委員の、説明をお願いします。

９番委員 （廣島康雄君）	はい、議長。
議　長	はい、９番、廣島委員お願いします。
９番委員	非農地証明交付について説明いたします。 議第６９号、ページが２６ページの１番です。１件です。 申請人、土地の所在、地目は、議案書２６ページのとおりです。 面積が６３８㎡です。 土地の現況は、平成１６年に父の死去により耕作者がいなくなり、維持出来なくなったということでした。 申請地は２７ページの農地です。 現地調査を１月４日に事務局２名、平松委員、私の４名で行いました。 申請地の写真が２８ページに載っております。 すでに山林化して、復元は難しい状態でした。みんなで見て、山林だということが、はっきりわかりました。 復元が無理ということで、申請地を非農地にしても、周囲の農営等に全く支障はなく、今後、耕作が見込まれる場所でもありません。 現地調査の結果、非農地としても何ら問題ないと思われますので、御審議の程、宜しくお願い致します。
議　長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	（なしと言うものあり）
議　長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	（なしと言うものあり）
議　長	御質疑、御意見もないようですので、議第６９号、非農地証明書交付については、交付してもよろしいでしょうか。
	（異議なしと言うものあり）
議　長	御異議もないようですので、議第６９号非農地証明書交付については、農地法第２条第１項の農地には該当しないため、証明書を交付することに決定します。 次に移ります。 議第７０号農用地利用集積計画の申出についてを、議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。

１０番委員 （松本公昭君）	はい、議長。
議　長	はい、１０番、松本委員にお願いします。
１０番委員	議第７０号農用地利用集積計画の申出についての１番を説明いたします。 貸人、借人、土地の所在は、議案書のとおりです。 面積は、４筆ありまして合計１１，０８６㎡、全部お茶園であります。 期間は５年で、そのまま茶を栽培されるということです。 場所は、議案書３１ページです。 貸人の方に話を聞いたんですが、去年までお茶をちゃんと栽培されていたということで、綺麗に整備されておりました。 借人の方は、お茶の栽培を手広く経営されております。 お兄さんと息子さんの３人でやられております。 お茶の製造は、ＪＡの工場の方を使っておられるということです。 当該農地は、貸人の自宅から少し離れているので、以前から栽培を辞めようかなと思い、借手を探しておられまして、借人の方が借りてもいいということで、今回申請をされました。 以上ですが、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると思われますので、御審議の程、宜しくお願い致します。
議　長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	（なしと言うものあり）
議　長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	（なしと言うものあり）
議　長	御質疑、御異議もないようですので、議第７０号農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。
	（異議なしと言うものあり）
議　長	御異議もないようですので、議第７０号農用地利用集積計画の申出については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 次に移ります。

	議第７１号空き家に付属した農地の権利取得についてを、議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局次長	はい、議長。
議　長	はい、事務局次長。
事務局次長	議第７１号、空き家に付属した農地の権利取得についてご説明いたします。 議案書３３ページをお開きください。 本議案につきましては、令和３年１０月８日の第１６回農業委員会会議におきまして、農地法第３条第２項第５号の規定による別段面積を定めた空き家に付属した農地として、指定するかどうかについて御審議、御承認いただき、併せて農地法第３条の許可申請についても、御審議、御承認いただいた農地になります。 申請人である権利取得者は、前述の農地法第３条の許可申請により承認いただいた譲受人であり、議案書記載の方になります。 土地の所在、地目、面積についても議案書記載のとおりでございます。 農地の取得状況についてですが、令和３年１１月１０日に空き家と共に所有権移転が完了していることを不動産登記事項証明書により確認しております。 場所は、３４ページをご覧ください。 従いまして、水俣市空き家に付属した農地の別段面積取扱要綱第６条第１項第１号の規定により、その空き家の権利を取得した者が指定農地の権利を取得したときは、その指定を解除するとあるため、当該農地を指定解除しても問題ないものと思われますので、指定解除につきまして御審議をお願い致します。
議　長	事務局より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	（なしと言うものあり）
議　長	御質疑、御意見もないようですので、議第７１号空き家に付属した農地の権利取得については、水俣市空き家に付属した農地の別段面積取扱要綱第６条第１項第１号の規定により指定を解除することに決定いたします。 次に移ります。 議第７２号農地転用許可書の返却についてを、議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局次長	はい、議長。
議　長	はい、事務局次長。
事務局次長	議第７２号農地転用許可書の返却について、ご説明いたします。 議案書３６ページを御覧ください。 本件は、令和２年７月１０日の第３７回会議におきまして、議第１４５号農地法第５条の許可申請について、番号１番で御審議、御承認いただきましたが、その後、会議日、令和３年１月８日の第７回会議におきまして、議第２７号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についての番号１で、事業変更について御審議いただき承認いただいた件でございます。 熊本県知事から令和３年１月２８日に事業変更承認許可がなされておりましたが、令和３年１２月８日に許可書の返納願が提出されました。 土地の所在、地目、面積、申請人につきましては、記載のとおりです。 返却の理由につきましては、当初予定していた太陽光発電施設の計画途中で対象地への太陽光設置の際に、土地所有者が隣接する土地をそれぞれ別の事業者に売却したことで、経済産業省の分割案件に該当し、認定取り消しとなる可能性が発覚したためということで、今回許可書を返却するということでございます。 分割案件と言いますのは、太陽光の５０キロワット以上だと経費が高くなるんですけれども、それをあえて、小さいワット数に分割することによって、その経費を抑えるといったことが見られたという事で、経済産業省の方がこのような事案の場合には、許可（認定）を取り消すということになっているそうでございます。その為今回は、難しいということで許可書を返納するという事でございました。 御審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	事務局より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	（なしと言うものあり）
議　長	私の方から一つ。 この土地の隣接する土地を売られているということですが、隣接する土地は以前、５条申請じゃなくて、非農地申請があった土地を売られてるんじゃないですかね。
事務局	そうですね。 最初はその２筆で上がっていたんですけれども、一筆が非農

	地という形でなっていたのかなと思います。
議　長	５条申請じゃなくて非農地できたもんですから、私が議会の中で質問したときに、問題が起きるんじゃないかと言ったら、結局、５条申請でしなければいけない所を、非農地で持ってきたもんですからこういう問題がおきている。 こういう所は５条申請で確認した方がいい。５条申請で持ってこないと、こういう問題がおきる。
事務局	非農地の所はですね、確かもっと上、調整池のところだったかと思います。申し訳ありません。 今回の農地は、最初、２筆５条で転用が来ていました。この事業計画変更で、一筆別の方に売られるというような、２重というか、それが後で発覚して、一筆で変更をかけられたケースになります。 おっしゃるように、非農地の分は以前、ご指摘を頂いた所だったんでですね。
議　長	非農地になったから、農業委員会には関わってきてないんですね。だから離れたわけです。 まあいいですけど。 他に、御質疑、御意見は、ございませんか。
	（なしと言うものあり）
議　長	御質疑、御意見もないようですので、議第７２号農地転用許可書の返却については、承認してよろしいですか。
	（異議なしと言うものあり）
議　長	御異議もないようですので、議第７２号農地転用許可書の返却については、承認することに決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第１９回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第７条第２項の規定によりここに署名する。

議　長

署　名　委　員

署　名　委　員